

2020年度 老人クラブ 団体賠償責任保険

概要・重要事項説明書

〈施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険〉

- 1 **対象**：単位老人クラブ(全会員加入)
- 2 **掛金**：クラブの全会員数 × 100円(30名未満の場合は最低保険料3,000円)
- 3 **補償内容** ▶ 支払限度額：1億円
 - ※施設賠償責任保険：対人・対物(1名・1事故)
 - ※生産物賠償責任保険：対人・対物(1名・1事故・保険期間中)
 - ※初期対応費用・訴訟対応費用担保特約：支払限度額500万円(1事故)付帯
 - ※詳細については、本紙2頁以降「ご加入の際の注意事項(重要事項説明書)」をご参照ください。
(支払われる保険金は、事故の損害額や賠償責任割合に基づき、保険会社が査定いたします。)
 - ▶老人クラブ活動中の対人・対物(損壊)の損害補償
(自動車等の所有・使用・管理に起因する事故は対象外)
 - ▶管理下財物^(注1)の盗難・紛失等 (注1)は裏面をご確認ください。
ただし、往復途上の事故およびご自身のケガは対象になりません。
- 4 **保険期間**：毎年10月1日(午後4時)～翌年10月1日(午後4時)までの1年間
- 5 **申込方法**：毎年9月15日までに賠償責任保険専用の掛金払込用紙(払込取扱票)で掛金を払込みください。
加入時に会員名簿の提出は不要です。(下記 7 の引受条件をご確認ください。)
- 6 **中途加入**：「中途加入」および「加入クラブにおける会員の追加加入」は可能です。
 - ▶「中途加入」：毎月15日までに掛金の払込で翌月1日からの加入となります。
ただし、保険期間は加入月の1日から直近の10月1日までとなります。
 - ▶「加入クラブにおける会員の追加加入」：届出および掛金は加入年に限り不要です。
- 7 **引受条件**：ご加入時の会員数に誤りがある場合は、保険金がお支払いできないこと、または保険金のお支払いが削減されることがあります。
- 8 **ご注意**：①第三者への賠償責任が補償対象です。ご自身のケガ(傷害)は補償の対象になりません。
②全老連保険係が、保険の運営などに支障があると判断したクラブにおいては、加入をお引き受けできない場合がありますので、ご了承ください。
③複数回ご請求があるクラブにつきましては、事故原因等を調査させていただく場合がありますのでご了承ください。
- 9 **保管、通知、発行に関するご注意**
 - ①「振替払込請求書兼受領証」は掛金の領収証に代わるものです。保険担当者は大切に保管してください。
 - ②掛金入金のお知らせは差し上げておりません。
 - ③また契約者を全国老人クラブ連合会とする団体契約保険のため、保険証券等は発行いたしておりません。
- 10 **更新加入の手続き(満期日の2か月前にお知らせします。)**
更新の手続きは、満期日(10月1日)の2か月前を目途に所属クラブの保険担当者宛に「更新手続き書類」を送付します。
- 11 **事故発生時の手続き**
保険担当者から全国老人クラブ連合会保険係宛ご連絡ください。「事故報告書類」をお送りします。

「老人クラブ」とは ●ここでいう「老人クラブ」とは、市区町村老人クラブ連合会(以下、老連)に所属し、都道府県・指定都市老連、全国老人クラブ連合会(以下全老連)に連なる組織の構成単位を指します。

町内の老人クラブ(所属老人クラブ) ⇔ 市区町村老連 ⇔ 都道府県・指定都市老連 ⇔ 全老連

●組織から中途離脱した場合：すでに本保険に加入しているクラブや市区町村老連が、解散または上記組織から離脱した場合、満期まで保険は有効ですが、更新はできません。保険加入会員が退会した場合も同様です。

ご加入の際の注意事項 (重要事項説明書)

引受保険会社からの重要なお知らせですので、必ずご一読ください。

1 補償内容について

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金														
賠償責任	<p>被保険者(単位老人クラブ・会員)が、日本国内において発生した次の①・②の事由について、法律上の損害賠償責任(注2)を負担することによって被る損害について、保険金をお支払いします。</p> <p>①施設賠償責任 ・被保険者(単位老人クラブ・会員)が、クラブ活動で使用する施設においてクラブの管理下で行事に参加している間、またはクラブ活動をしている施設に起因する偶然な事故によって、他人の身体や生命を害したこと、または他人の物を壊したこと(盗難・紛失を含みます。)</p> <p>②生産物賠償責任 ・被保険者(単位老人クラブ・会員)がクラブ活動で製造、販売もしくは提供したもの、または業務・サービスの結果に起因して他人の身体や生命を害したこと、または他人の物を壊したこと</p> <p>(注1)管理下財物とは日本国内において単位老人クラブ・会員が老人クラブの活動の遂行のために占有または使用等している第三者の財物。</p> <p>(注2)「法律上の賠償責任」 法律上の賠償責任が発生したことが要件となります。</p> <p>(※)引受保険会社の承認を得ないで示談された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。</p>	<p>この保険では、クラブ活動中に被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>①法律上の損害賠償金</td> <td>法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</td> </tr> <tr> <td>②争訟費用</td> <td>損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)</td> </tr> <tr> <td>③損害防止軽減費用</td> <td>事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故にかかわる損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</td> </tr> <tr> <td>④緊急措置費用</td> <td>事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</td> </tr> <tr> <td>⑤協力費用</td> <td>引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</td> </tr> <tr> <td>⑥初期対応費用</td> <td>社会通念上妥当と認められる、事故状況の調査・記録・写真撮影等の費用、身体障害を被った被害者への見舞費用</td> </tr> <tr> <td>⑦訴訟対応費用</td> <td>社会通念上妥当と認められる、意見書・鑑定書作成依頼のために必要な費用、当事者(相手方)または裁判所に提出する文章の作成費用</td> </tr> </table> <p>*上記①の法律上の損害賠償金については、その額を支払限度額を限度にお支払いします。 *上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合は、上記②の争訟費用については、「支払限度額÷法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。 *上記⑥⑦の費用については、支払限度額を限度にお支払いします。ただし、⑥の初期対応費用について、対人事故について支払う見舞金・見舞品の購入費は、被害者1名あたり10万円が限度となります。 *詳細は、「保険約款」(団体窓口:全老連保険係で保管)でご確認ください。</p>	①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。	②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)	③損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故にかかわる損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用	④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用	⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	⑥初期対応費用	社会通念上妥当と認められる、事故状況の調査・記録・写真撮影等の費用、身体障害を被った被害者への見舞費用	⑦訴訟対応費用	社会通念上妥当と認められる、意見書・鑑定書作成依頼のために必要な費用、当事者(相手方)または裁判所に提出する文章の作成費用
	①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。														
	②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)														
	③損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故にかかわる損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用														
	④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用														
	⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用														
	⑥初期対応費用	社会通念上妥当と認められる、事故状況の調査・記録・写真撮影等の費用、身体障害を被った被害者への見舞費用														
	⑦訴訟対応費用	社会通念上妥当と認められる、意見書・鑑定書作成依頼のために必要な費用、当事者(相手方)または裁判所に提出する文章の作成費用														

◆ 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接・間接を問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①ご契約者または被保険者の故意
- ②被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ③被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
- ④汚染物質(人体・生物に有害な物質等)の排出・流出・いつ出・漏出・放出(ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合はお支払いの対象となります。)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理(汚染危険不担保特約条項による免責事由)
- ⑤石綿またはその代替物質等の発がん性その他の有害な特性(石綿損害等不担保特約条項による免責事由)
- ⑥地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑦戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ⑧国外で発生した事故で、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟(生産物賠償責任保険) 等

※ここでは主な場合のみを記載しています。免責事由は特別約款の種類等によって異なりますので、詳細は、「保険約款」(団体窓口:全老連保険係で保管)でご確認ください。

2 (1)ご加入の際のご注意

①告知義務(ご加入時に取扱代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出いただく義務)等

・加入申込書兼払込取扱票等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(引受保険会社の代理店には告知受領権があります。)。告知事項は、以下の事項となります。

●保険申込日時点でのクラブの会員人数

このご契約は不精算特約が付帯されているため、保険期間中に加入者が増減した場合には期間中での告知・精算をいただく必要はございません。ご加入時にご申告いただいた会員数に基づいて保険料を算出します。なお、ご申告いただいた会員数が、実際の会員数より少ない場合には、申告いただいた数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料との割合により保険金を削減すること、または、保険金をお支払いできないことがあります。

②更新してご加入いただく場合は、現在ののご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の取扱代理店または引受保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2020年10月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

③保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて:引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

④補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故についてどちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

(2)ご加入後のご注意

①通知義務

ご加入後に払込取扱票等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

②ご加入内容の確認:契約者を全国老人クラブ連合会とする団体契約保険のため、保険証券等の発行はいたしておりません。「振替払込請求書兼受領証」は掛金の領収証に代わるものです。保険担当者は大切に保管してください。

③ご加入後、ご加入内容変更や老人クラブ単位で脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象クラブでなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

④重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合

・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

⑤ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、「老人クラブ傷害保険・賠償責任保険のご案内パンフレット」「概要・重要事項説明書」等を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。

3 もし事故が起きたときは

事故の通知:ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生した場合には遅滞なく、事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容等を書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

4 個人情報の取扱いについて

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

5 その他

〈ご加入者と被保険者が異なる場合〉

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

- ◆この保険は公益財団法人全国老人クラブ連合会を契約者とし、公益財団法人全国老人クラブ連合会の会員を被保険者とする施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は、公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。
- ◆取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)



公益財団法人 全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

受付時間 9:30から17:00まで(土、日、祝祭日、年末年始休)

加入申込書等、
資料請求先

専用FAX 03-3597-8767

お問い合わせ
先
ご相談

03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/>

老人クラブ傷害保険

検索

メールアドレス hoken@senior-ltd.com

(取扱代理店) 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社(担当課)医療・福祉法人部 法人第二課 TEL.03-3515-4144

- ◆この書類は、「老人クラブ活動専用賠償責任保険」(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「老人クラブ傷害保険・賠償責任保険のご案内」パンフレット「概要・重要事項説明書」等をよくお読みください。詳細は、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款によります。ご不明な点等がありました場合には、全老連保険係または取扱代理店、引受保険会社までお問い合わせください。